

四日市市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、物品  
売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

四日市市長 森 智 広

1 収納の事務を委託する物品売払代金

(1) 四日市市史及び四日市市史研究販売業務委託契約に基づく市史等の売払代金

2 収納の事務を行うもの

(1) 名称 北洞書店

住所 四日市市北町5-1-1

(2) 名称 株式会社白揚ブックセンター

住所 四日市市十七軒町1-2-1

3 委託期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

(総務部総務課)